

平成30年度当初予算要求指針の概要

平成30年度当初予算では、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を推進するための事業へ予算の重点配分を行う。

財政運営指針を踏まえ、既存事業の見直し・点検を徹底して行い、新規事業は、スクラップ アンド ビルドにより事業構築を行う。

特に、特別需要経費の一部と全ての部局調整枠一般施策経費・外郭団体関係経費については、平成29年度から31年度までの3か年で見直し・点検を行う。

1. 個別調整経費

(1) 地方創生推進経費

総合戦略における各施策の具体化のため、別途認める事業については、所要額
ただし、新たに構築する事業については、「(3) スクラップ アンド ビルド対象経費」にて要求すること

(2) 特別需要経費

部局調整枠で計画的に対応することが難しい大規模かつ臨時的な経費等で、別途認める事業については、所要額

(3) スクラップ アンド ビルド対象経費

平成29年度に見直し・点検を行うものについては、新たに構築する事業を含め、平成29年度当初予算額(一般財源)の110%に相当する額の範囲内

2. 部局調整枠

前記「1. 個別調整経費 (3) スクラップ アンド ビルド対象経費」で要求するものを除き、次により配分する額の範囲内での要求とする。

なお、平成30年度以降に終期を迎える事業についても地方創生推進の観点から徹底的な見直しを行うこと。

(1) 一般施策経費 平成29年度当初予算額(一般財源)相当

(2) 経常経費等 平成29年度当初予算額(一般財源)相当

3. 公共事業費

(1) 国庫補助公共事業費、県単公共事業費及び維持修繕事業費については、平成29年度当初予算額(県費負担額)の範囲内

(2) 災害復旧事業費、国直轄事業負担金、大規模事業で別途認める事業等については、所要額